



長野県報

10月30日(木)

平成15年

(2003年)

第1504号

目次

告示

- 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律に基づく鳥獣保護区の存続期間の更新(森林保全課) 1
- 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律に基づく鳥獣保護区の区域内の特別保護地区の指定(森林保全課) 3
- 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律に基づく鳥獣保護区の指定(森林保全課) 4
- 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律に基づく休猟区の指定(森林保全課) 4
- 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律に基づく銃猟禁止区域の指定(森林保全課) 6
- 建設業等新分野事業進出費補助金交付要綱(平成15年長野県告示第389号)の一部改正(監理課) 8
- 道路の区域変更(道路維持課) 10
- 道路の供用開始(道路維持課) 10
- 昭和61年選告示第66号(公職選挙法に基づく個人演説会等を開催することができる施設)の一部改正(選挙管理委員会) 10

公告

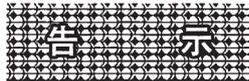
- 落札者の決定(管財課) 11
- 准看護師試験(医務課) 11
- 特定非営利活動促進法に基づく特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請(生活文化課NPO活動推進室) 12
- 特定非営利活動促進法に基づく特定非営利活動法人の設立の認証申請(3件)(生活文化課NPO活動推進室) 12
- 大規模小売店舗立地法に基づく新設の届出書及び添付書類の縦覧(産業振興課) 13
- 大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出書及び添付書類の縦覧(2件)(産業振興課) 13
- 平成15年度長野県工科短期大学校第3回専門短期課程(セミナー)の受講者の募集(産業活性化・雇用創出推進局) 15
- 県営土地改良事業の施行に伴う換地計画に基づく換地処分(農村整備課) 15
- 特定調達契約に基づく落札者(警察本部会計課) 15
- 銃砲刀剣類所持等取締法に基づく講習会(生活保安課) 16

訓令

- 長野県文書規程(昭和44年長野県訓令第2号)の一部改正(文書学事課) 16

正誤

- 正誤(道路維持課) 16



長野県告示第508号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律(平成14年法律第88号)第28条第7項の規定により、次のとおり鳥獣保護区の存続期間を更新します。

平成15年10月30日

長野県知事 田中康夫

1 金峰山鳥獣保護区

(1) 区域

南佐久郡川上村の金峰山(標高2,595メートル)を起点とし、同点から長野県と山梨県との県界を東進し、国師岳(標高2,592

メートル)へ至り、同県界を北東進し、長野県と埼玉県の県界甲武信ヶ岳(標高2,483メートル)との交点へ至り、同点から同県界を北進し、国有林と民有林の境界との交点へ至り、同点から同境界を西進し、長野県と山梨県の県界との交点へ至り、同点から同県界を南東進して起点に至る線に囲まれた一円の区域(面積約2,986ヘクタール)

(2) 存続期間

平成15年11月1日から平成25年10月31日まで

(3) 保護に関する指針

当該区域の北側は川端下・秋山鳥獣保護区と隣接しており、両保護区一帯が鳥獣類の生息地となって連絡しています。区域内はカラマツ林が主体で、その中を千曲川水系の梓川及び金峰山川が流れており、水量も豊富で鳥獣の生息環境に好条件を備

えていることから、森林鳥獣生息地の保護区として、鳥獣保護区の存続期間を更新し、その保全を図るものです。

2 八島ヶ原鳥獣保護区

(1) 区域

諏訪市と茅野市との市界と県道諏訪白樺湖小諸線（通称霧ヶ峰ピーナスライン）との交点を起点とし、同点から同県道を西進し、県道霧ヶ峰東餅屋線との交点に至り、同点から同県道を北東進し、諏訪市と諏訪郡下諏訪町の市町界との交点に至り、同点から同市町界を北西進し、県道霧ヶ峰東餅屋線との交点に至り、同点から同県道を北進し、下諏訪町所在東俣国有林南信森林管理署所管第133林班と第138林班の林班界との交点に至り、同点から同林班界を北東進し、県道霧ヶ峰東餅屋線との交点に至り、同点から同県道を北進し、第132林班と第138林班との交点に至り、同点から同林班界を東進し、諏訪郡下諏訪町と小県郡和田村の町村界との交点に至り、同点から同町村界を東進し、諏訪市と小県郡和田村の市村界との交点に至り、同点から同市村界を東進し、諏訪市と小県郡長門町の市町界との交点に至り、同点から同市町界を東南進し、諏訪市と茅野市の市界との交点に至り、同点から同市界を南進して起点に至る線に囲まれた一円の区域（面積約620ヘクタール）

(2) 存続期間

平成15年11月1日から平成25年10月31日まで

(3) 保護に関する指針

当該区域は、諏訪市の北東部及び諏訪郡下諏訪町の東部に位置する標高1,600メートルから1,900メートルまでの地域で、八島ヶ原湿原や霧ヶ峰の草原が広がっているほか、カラマツ林及び天然広葉樹が点在しており、草原に生息する鳥類には、特に好条件の環境を備えていることから、森林鳥獣生息地の保護区として、鳥獣保護区の存続期間を更新し、その保全を図るものです。

3 奥蓼科鳥獣保護区

(1) 区域

茅野市湖東笹原所在の県道渋ノ湯堀線と市道ⅢB3453号線との交点を起点とし、同点から同市道を北東進し、渋川との交点に至り、同点から同川を西進し、大河原堰との交点に至り、同点から同堰を北進し、市道ⅡB836号線との交点に至り、同点から同市道を東進し、蓼科ピレッジ別荘地境界線との交点に至り、同境界を北西進し、市道ⅡB5716号線との交点に至り、同点から同市道を北進し、蓼科ピレッジ別荘地境界線との交点に至り、同点から同境界線を北東進し、国道299号との交点に至り、同点から同国道を南東進し、市道ⅠB34号線との交点に至り、同点から同市道を南東進し、市道ⅡB5802号線との交点に至り、同点から同市道を北進し、市道ⅡB5807号線との交点に至り、同点から同市道を西進し、国道299号との交点に至り、同点から同国道を北進し、市道ⅡB5818号線との交点に至り、同点から同市道を北西進し、市道ⅡB5779号線との交点に至り、同点から同市道を北西進し、市道ⅡB5773号線との交点に至り、同点から同市道を北西進し、市道ⅡB5772号線との交点に至り、同点から同市道を西進し、市道ⅡB5750号線との交点に至り、同点から同市道を北西進し、市道ⅡB845号線との交点に至り、同点から同市道を北東進し、県道茅野停車上八ヶ峰公園線との交点に至り、同点から同県道を北東進し、大河原川（竜源橋）及び国有林と民有林の境界線との交点に至り、同点から同境界

線を北東進し、途中ピラタス横岳ロープウェイの架線下を通りサカサ川に至り、同点から同川を南西進し、茅野市所在冷山国有林南信森林管理署所管第241林班界との交点に至り、同点から同林班界を南東進し、第243林班界との交点に至り、同点から同林班界を北東進し、第246林班界との交点に至り、同点から同林班界を南東進し、第251林班界との交点に至り、同点から同林班界を南東進し、第252林班界との交点に至り、同点から同林班界を東進し、第344林班界との交点に至り、同点から同林班界を南東進し、第251林班界との交点に至り、同点から同林班界を南東進し、第254林班界との交点に至り、同点から同林班界を西進し、第255林班界との交点に至り、同点から同林班界を南進し、第259林班との交点に至り、同点から同林班界を南西進し、第258林班界との交点に至り、同点から同林班界を南西進し、第256林班界との交点に至り、同点から同林班界を南西進し、市道ⅢB3187号線との交点に至り、同点から同市道を西進し、市道ⅢB2907号線との交点に至り、同点から同市道を北西進し、県道渋ノ湯堀線との交点に至り、同県道を西進して起点に至る線に囲まれた一円の区域（面積約1,827ヘクタール）

(2) 存続期間

平成15年11月1日から平成25年10月31日まで

(3) 保護に関する指針

当該区域は茅野市豊平奥蓼科一帯の標高1,600メートルから2,000メートルまでの地域で、北には横岳ロープウェイ、南には八ヶ岳登山道が位置しています。区域の中には渋川と唐沢が流れ、下部にカラマツ及びアカマツの壮齢林、上部にミズナラ及びビツガ類を配して、鳥獣の生息に適した自然環境になっていることから森林鳥獣生息地の保護区として、鳥獣保護区の存続期間を更新し、その保全を図るものです。

4 小川入鳥獣保護区

(1) 区域

木曾郡上松町所在の国有林木曾森林管理署所管第80林班から第121林班までの区域（面積約1,152ヘクタール）

(2) 存続期間

平成15年11月1日から平成25年10月31日まで

(3) 保護に関する指針

当該区域は、木曾郡上松町の南部に位置する標高1,100メートルから1,560メートルまでの地域で、地形は起伏に富んでおり、ヒノキなどの針葉樹の大木が生育しており、赤沢自然休養林にも指定されています。また、赤沢源流など多くの沢があり、水量も豊富で鳥獣の生息環境として良好な条件を備えていることから森林鳥獣生息地の保護区として、鳥獣保護区の存続期間を更新し、その保全を図るものです。

5 白川鳥獣保護区

(1) 区域

木曾郡榑川村所在の国有林木曾森林管理署所管第20林班から第45林班までの区域（面積約1,496ヘクタール）

(2) 存続期間

平成15年11月1日から平成25年10月31日まで

(3) 保護に関する指針

当該区域は、木曾郡榑川村に位置する標高1,900メートルから2,600メートルまでの地域で、地形は起伏に富んでおり、植生はカラマツ等の植林木を主体に広葉樹が混在した森林であり、

標高が高くなるにつれ、シラビソ、オオシラビソを主体に、トウヒ、コメツガなど混在する亜高山帯性針葉樹林となります。また、多くの沢があり、水量も豊富で鳥獣の生息環境としても良好な条件を備えていることから森林鳥獣生息地の保護区として、鳥獣保護区の存続期間を更新し、その保全を図るものです。

6 瀬戸川鳥獣保護区

(1) 区域

木曾郡王滝村所在の国有林木曾森林管理署所管第22林班から第76林班までの区域（面積約1,555ヘクタール）

(2) 存続期間

平成15年11月1日から平成25年10月31日まで

(3) 保護に関する指針

当該区域は、木曾郡王滝村に所在する王滝川及び瀬戸川の源流に位置し、標高は1,000メートルから1,700メートルまでの地域で地形は起伏に富んでおり、植生はヒノキ、サクラ、コメツガ、ミズナラ、ウラジロモミ等の樹種で構成されています。また、多くの沢があり、水量も豊富で鳥獣の生息環境として良好な条件を備えていることから森林鳥獣生息地の保護区として、鳥獣保護区の存続期間を更新し、その保全を図るものです。

7 王滝鳥獣保護区

(1) 区域

木曾郡王滝村所在の国有林木曾森林管理署所管第335林班から第359林班まで、第351林班から第354林班まで、第369林班から第364林班まで、第368林班から第419林班まで、第420林班、第423林班、第427林班、第430林班、第437林班、第438林班、第440林班、第444林班、第445林班から第448林班まで、第449林班のイ小班からホ小班まで、同林班のト小班からル小班まで、同林班のニ小班からヌ小班まで、第452林班、第453林班、第677林班、第681林班から第702林班まで、第742林班、第745林班から第747林班まで、第750林班、第757林班から第765林班まで、第774林班から第776林班まで、第804林班から第808林班まで及び第810林班から第811林班までの区域（面積約4,683ヘクタール）

(2) 存続期間

平成15年11月1日から平成25年10月31日まで

(3) 保護に関する指針

当該区域は、木曾郡王滝村の北部に位置し、地形は急峻で標高は1,500メートルから3,000メートルまでの地域です。植生は、標高の低い地域はヒノキを主体とした針葉樹林で、標高が高くなるにつれ、コメツガ、オオシラビソ、ハイマツ等が出現するほか、ダケカンバ、ナナカマド等の広葉樹も混在しています。また、湿原も点在していて、野生鳥獣の生息環境として良好な条件を備えていることから、森林鳥獣生息地の保護区として、鳥獣保護区の存続期間を更新し、その保全を図るものです。

8 戸隠山鳥獣保護区

(1) 区域

上水内郡信濃町及び戸隠村所在の戸隠山国有林北信森林管理署所管第1林班から第3林班まで、第22林班から第32林班まで及び第45林班から第47林班まで並びにこれら林班に囲まれた一円の区域（面積約4,582ヘクタール）

(2) 存続期間

平成15年11月1日から平成25年10月31日まで

(3) 保護に関する指針

当該区域は、上水内郡戸隠村の北部、鳥居川上流に位置する標高960メートルから2,000メートルまでの地域で、ブナ、ミズナラ等の天然広葉樹林及びスギ、カラマツ等の針葉樹林が分布し、種類、量とも豊富で鳥獣の生育環境に好条件を備えていることから、森林鳥獣生息地の保護区として、鳥獣保護区の存続期間を更新し、その保全を図るものです。

9 野尻湖鳥獣保護区

(1) 区域

上水内郡信濃町所在の県道信濃斑尾高原線と町道1036号線の交点を起点とし、同点から同町道を東進し、県道飯山妙高高原線との交点に至り、同点から同県道を南進し、町道3071号線との交点に至り、同点から同町道を西進し、県道古間野尻線との交点に至り、同点から同県道を北進し、県道信濃斑尾高原線との交点に至り、同点から同県道を北進して起点に至る線に囲まれた一円の区域（面積596ヘクタール）

(2) 存続期間

平成15年11月1日から平成25年10月31日まで

(3) 保護に関する指針

当該区域は、上水内郡信濃町に所在する淡水湖の野尻湖を主体とする地域で、その大部分を水面が占めており、湖を囲む広葉樹林と別荘地が広がる観光地域です。湖には多数の水鳥が飛来し、越冬地としての役割を担っていることから集団渡来地の保護区として、鳥獣保護区の存続期間を更新し、その保全を図るものです。

森林保全課

長野県告示第509号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第29条第1項の規定により、次のとおり鳥獣保護区の区域内に特別保護地区を指定します。

平成15年10月30日

長野県知事 田中康夫

1 名称

戸隠山鳥獣保護区特別保護地区

2 区域

戸隠山鳥獣保護区の内、上水内郡戸隠村字汪峰所在の戸隠山国有林と民有林の境界標柱庚29を起点とし、同境界を南西進し、同国有林と戸隠神社有地の境界線との交点に至り、同点から逆さ川を南西進し、同川と森林植物園に至る歩道との交点に至り、同歩道を南西進し、北信森林管理署所管第46林班へ小班とロ小班の小班界との交点に至り、同点から同小班界を西進し、同林班ヌ小班とト小班の小班界との交点に至り、同点から同小班界を西進し、同林班ソ小班と、レ小班の小班界との交点に至り、同点から同小班界を西進し、同林班カ小班とワ小班の小班界との交点に至り、同点から同小班界を西進し、同林班ツ小班との交点に至り、同点から同小班界を西進し、同林班ヨ小班との交点に至り、同点から同小班界を北西進し、同林班タ小班との交点に至り、同点から同小班界を北西進し、国有林と民有林の境界標柱庚70に至り、同点から同境界を南東進し、境界標柱庚108に至り、同点から戸隠神社奥社参道を横断して、同境界標柱庚47に至り、同点から同境界を北西進し、第28林班ト小班界との交点に至り、同点から同小班界

を北東進し、同林班ヌ小班と同林班ト小班の小班界との交点に至り、同点から同小班界を南東進し、同林班ハ小班と同林班ニ小班の小班界との交点に至り、同点から同小班界を南東進し、国有林と民有林の境界標柱庚3に至り、同点から同境界を南進して起点に至る線に囲まれた一円の区域(面積約187ヘクタール)

3 存続期間

平成15年11月1日から平成25年10月31日まで

4 保護に関する指針

(1) 指定区分

森林鳥獣生息地の鳥獣保護区

(2) 特別保護地区の指定目的

当該区域は、戸隠神社等を含む古くから自然環境が守られてきた地域で、沢や湿地帯も多く、鳥獣の生育環境に良好な条件を備えています。特に鳥類の種類は多く、野鳥観察会などが頻繁に行われており、鳥獣保護のモデル的な地域であることから、特別保護地域に指定し、森林鳥獣生息地の保全を図るものです。

(3) 管理方針

湿地や植物園にはミズバショウなどの貴重な植物も多く生育し、観光地としても適した区域が含まれていることから、特別保護地区内における作業許可に関しては慎重に対応し、国及び地元市町村等の関係機関と十分な連携を図りながら管理運営にあたります。

森林保全課

長野県告示第510号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律(平成14年法律第88号)第28条第1項の規定により、次のとおり鳥獣保護区を指定します。

平成15年10月30日

長野県知事 田中康夫

1 名称

十二天の森鳥獣保護区

2 区域

駒ヶ根市赤穂所在の市道中田切線と市道南割福岡線との交点を起点とし、同点から市道中田切線を南西進し、市道1-241との交点に至り、同点から同市道を北西進し、市道中田切線との交点に至り、同点から同市道を西進し、市道1-238との交点に至り、同点から同市道を北西進し、市道1-237との交点に至り、同点から同市道を北東進し、市道1-188との交点に至り、同点から同市道を北東進して起点に至る線に囲まれた一円の区域(面積約12ヘクタール)

3 存続期間

平成15年11月1日から平成25年10月31日まで

4 保護に関する指針

(1) 指定区分

身近な鳥獣生息地の鳥獣保護区

(2) 指定目的

当該区域は、平地の自然林として多くの樹木が生育し、池や小川もあることから、鳥類、昆虫、及び小動物の生息のために良好な条件を備えています。また、市民による保全活動が活発

で、生物の観察地として多く活用されていることから、身近な鳥獣生息地の保護区として指定し、その保全を図るものです。

(3) 管理方針

「駒ヶ根市十二天の森条例(平成5年制定)」に基づく管理規則により実施することとします。

森林保全課

長野県告示第511号

鳥獣の保護及び狩猟の適正に関する法律(平成14年法律第88号)第34条第1項の規定により、次のとおり休猟区を指定します。

平成15年10月30日

長野県知事 田中康夫

1 茶屋ノ平休猟区

(1) 区域

南佐久郡南相木村字奥田日影所在の国有林と民有林の境界と林道上栗生線との交点を起点とし、同点から同林道を北東進し、ユキクボ沢との交点に至り、同点から同沢を北進し、群馬県と長野県の県界との交点に至り、同点から同県界を南東進し、蟻ヶ峰(1,978.6メートル)に至り、同点から三川林道に通じる沢を北西進し、同林道との交点に至り、同点から同林道を西進し、国有林と民有林の境界との交点に至り、同点から同境界を北東進して起点に至る線に囲まれた一円の区域(面積約812ヘクタール)

(2) 存続期間

平成15年11月1日から平成18年10月31日まで

2 三峰山休猟区

(1) 区域

小県郡和田村所在の県道美ヶ原公園東餅屋線と国有林東信森林管理署所管第142林班と第147林班の境界との交点を起点とし、同点から同境界を東進し、国有林第142林班と第146林班の境界との交点に至り、同点から同境界を南東進し、国有林第143林班と第145林班の境界との交点に至り、同点から同境界を東進し、国有林第144林班と第145林班の境界との交点に至り、同点から同境界を北東進し、国有林第144林班と民有林の境界との交点に至り、同点から同境界を南東進し、国有林第143林班と民有林との境界の交点に至り、同点から同境界を南西進し、国有林第138林班と民有林の境界との交点に至り、同点から同境界を東進し、国有林第137林班と民有林第22林班の境界との交点に至り、同点から同境界を東進し、国道142号との交点に至り、同点から同国道を北進し(約150メートル北進後大きくカーブして以後南進)、和田川との交点に至り、同点から同川を西進し、国有林第137林班と民有林第23林班の境界との交点に至り、同点から同境界を西進し、和田川との交点に至り、同点から同川を南西進し、国有林第136林班と民有林第25林班の境界との交点に至り、同点から同境界を西進し、県道美ヶ原公園東餅屋線との交点に至り、同点から同県道を西進して起点に至る線に囲まれた一円の区域(面積約1,371ヘクタール)

(2) 存続期間

平成15年11月1日から平成18年10月31日まで

3 黒覆休猟区

(1) 区域

上伊那郡飯島町飯島所在の通ヶ沢尾根と林道横根山線との交点を起点とし、同点から同林道を西進し、同林道と中小川との交点に至り、同点から同川を西進し、同川と飯島町と木曾郡大桑村の町村界との交点に至り、同点から同町村界を北進し、駒ヶ根市と飯島町と大桑村の市町村界の交点に至り、同点から駒ヶ根市と飯島町との市町界を南東進し、同市町界と国有林界との交点に至り、同点から同国有林界を西進し、同国有林界と通ヶ沢尾根との交点に至り、同点から同尾根を南東進して起点に至る線に囲まれた一円の区域(面積約1,664ヘクタール)

(2) 存続期間

平成15年11月1日から平成18年10月31日まで

4 宮田休猟区

(1) 区域

県道駒ヶ根駒ヶ岳公園線と駒ヶ根市と上伊那郡宮田村の市村界との交点を起点とし、同点から市村界を西進し、木曾郡上松町と宮田村の町村界との交点に至り、同点から同町村界を北進し、駒ヶ岳(2,956メートル)に至り、同山から木曾郡木曾福島町と宮田村との町村界を北進し、伊那市と宮田村の市村界との交点に至り、同点から同市村界を東進し、国有林界との交点に至り、同点から同境界を南進し、国有林林道黒川線との交点に至り、同点から同林道を南進し、県道駒ヶ岳公園線との交点に至り、同点から同県道を東進して起点に至る線に囲まれた一円の区域(面積約2,852ヘクタール)

(2) 存続期間

平成15年11月1日から平成18年10月31日まで

5 南アルプス休猟区

(1) 区域

下伊那郡南信濃村所在の国有林南信森林管理署所管第78林班から第87林班まで、第89林班から第107林班まで及び第129林班から第131林班までの区域(面積2,546ヘクタール)

(2) 存続期間

平成15年11月1日から平成18年10月31日まで

6 枯尾休猟区

(1) 区域

木曾郡木祖村所在の国有林木曾森林管理署所管第44林班から第72林班までの区域及び木祖村大字小木曾所在の県道奈川木祖線と国有林笹川林道との交点を起点として、同点から同林道を西進し(約30メートル)、国有林界との交点に至り、同点から同境界を北進し、境界標561に至り、同点から同境界線を北西進し、境界標524に至り、同点から同境界線を南東進し、境界標511に至り、同点から同境界線を東進し、林道池平大原線との交点に至り、同点から同林道を南進し、県道奈川木祖線との交点に至り、同点から同県道を南西進して起点に至る線に囲まれた一円の区域(面積806ヘクタール)

(2) 存続期間

平成15年11月1日から平成18年10月31日まで

7 御岳高原休猟区

(1) 区域

木曾郡王滝村黒石原所在の林道庄の森線と林道長尾線との交点を起点として、林道長尾線を南進し、尾根との交点に至り、同点から尾根を北西進し、林道黒石線との交点に至り、同点から同林道を北西進し、小股沢との交点に至り、同点から同沢を

北西進し、林道黒石線との交点に至り、同点から同林道を南東進し、林道庄の森線との交点に至り、同点から同林道を南東進して起点に至る線に囲まれた一円の区域(面積192ヘクタール)

(2) 存続期間

平成15年11月1日から平成18年10月31日まで

8 越百休猟区

(1) 区域

木曾郡大桑村所在の国有林木曾森林管理署所管第1301林班から第1343林班まで及び同第1360林班から第1375林班までの区域(面積約3,607ヘクタール)

(2) 存続期間

平成15年11月1日から平成18年10月31日まで

9 小田切第二休猟区

(1) 区域

長野市小田切新橋所在の市道飯森新橋線と国道19号との交点を起点とし、同点から同市道を西進し、同市道と保玉沢との交点に至り、同点から同沢を北進し、県道長野小川線との交点に至り、同点から同県道を東進し、県道入山小市線との交点に至り、同点から同県道を南東進し、市道吉窪線との交点に至り、同点から同市道を南進し、市道小田切第39号線との交点に至り、同点から同市道を南東進し、国道19号との交点に至り、同点から同国道を西進して起点に至る線に囲まれた一円の区域(面積約440ヘクタール)

(2) 存続期間

平成15年11月1日から平成18年10月31日まで

10 高府・小根山地域休猟区

(1) 区域

上水内郡小川村大字小根山字舞袋所在の県道長野大町線と、村界との交点を起点とし、同点から同県道を東進し、村道1号線との交点に至り、同点から同村道を北上し、村道2号線支1号線との交点に至り、同点から同村道を東進し、県道信濃信州新線との交点に至り、同点から同県道を南進し、村道26号線支3号線との交点に至り、同点から同村道を南進し、村道26号線支2号線との交点に至り、同点から同村道を東進し、村道8号線支3号線との交点に至り、同点から同村道を東進し、村道5号線支1号線との交点に至り、同点から同村道を東進し、村道5号線との交点に至り、同点から同村道を東進し、村道3号線との交点に至り、同点から同村道を東進し、小川村と上水内郡中条村の村界との交点に至り、同点から同村界を南進して起点に至る線に囲まれた一円の区域(面積約1,586ヘクタール)

(2) 存続期間

平成15年11月1日から平成18年10月31日まで

11 黒倉山休猟区

(1) 区域

長野県と新潟県の県境と県道上越飯山線との交点(関田峠)を起点とし、同点から同県道を南進し、県道曾根藤ノ木線との交点(今井川橋)に至り、同点から同県道を南進し、市道9-109号との交点に至り、同点から同市道を北西進し、市道9-392号との交点に至り、同点から同市道を北西進し、民有林と国有林の境界線との交点に至り、同点から同境界線を北西進し、仏ヶ峰に通じる山道を北西進し、仏ヶ峰に至り、同点から長野県と新潟県の県境を北東進して起点に至る線に囲まれた一円の区域(面積1,617ヘクタール)

(2) 存続期間

平成15年11月1日から平成18年10月31日まで

12 城蔵山休猟区

(1) 区域

下高井郡木島平村所在の国有林北信森林管理署所管第58林班、第59林班及び第142林班から第146林班までの区域(面積約1,453ヘクタール)

(2) 存続期間

平成15年11月1日から平成18年10月31日まで

森林保全課

長野県告示第512号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律(平成14年法律第88号)第35条第1項の規定により、次のとおり銃猟禁止区域を指定します。

平成15年10月30日

長野県知事 田中康夫

1 川上村千曲川河川敷銃猟禁止区域

(1) 区域

南佐久郡川上村御所平男橋と村道2128号線との交点を起点とし、同点から同村道を東進し、横沢橋との交点に至り、同点から同橋を南進し、県道海の口線との交点に至り、同点から同県道を西進し、御所平男橋との交点に至り、同点から同橋を北進して起点に至る線に囲まれた一円の区域(面積約48ヘクタール)

(2) 存続期間

平成15年11月1日から平成25年10月31日まで

2 虚空蔵山銃猟禁止区域

(1) 区域

佐久市大字伴野所在の県道相浜本町線と市道25-16号線との交点を起点とし、同点から同市道を東進し、市道25-17号線との交点へ至り、同点から同市道を南西進し、佐久市大字伴野367番地南の小径との交点へ至り、同点から同小径を北西進し、市道26-38号線との交点に至り、同点から同市道を北進し、市道26-27号線との交点に至り、同点から同市道を北東進し、市道26-20号線との交点に至り、同点から同市道を北東進し、県道相浜本町線との交点に至り、同県道を東進して起点に至る線に囲まれた一円の区域(面積約44ヘクタール)

(2) 存続期間

平成15年11月1日から平成25年10月31日まで

3 美笹銃猟禁止区域

(1) 区域

佐久市大字東立科所在の市道26-1号線と市道27-16号線との交点を起点とし、同点から市道27-16号線を南東進し、同市道の終点に至り、同点から佐久市大字根岸5189番地2先の市道26-4号線へ北東進し、同市道に至り、同点から市道26-4号線を南西進し、美笹コスモスの里別荘地と別荘地外との境界の交点に至り、同点から同境界を南西進し、市道29-89号線との交点に至り、同点から同市道を南西進し、国有林界の交点に至り、同点から国有林界を北東進し、佐久市と北佐久郡望月町の市町界との交点に至り、同点から同市町界を北東進し、佐久市大字東立科16番地北の小径との交点に至り、同点から同小径を

南東進し、市道26-1号線との交点に至り、同点から同市道を北進して起点に至る線に囲まれた一円の区域(面積約29ヘクタール)

(2) 存続期間

平成15年11月1日から平成25年10月31日まで

4 立岩伊勢山銃猟禁止区域

(1) 区域

小県郡長門町所在の町道立岩古町線と国道254号との交点を起点とし、同点から同町道を北進し、町道立岩岡森線との交点に至り、同点から同町道を東進し、町道古町深山線との交点に至り、同点から同町道を南進し、国道254号との交点に至り、同点から同国道を西進して起点に至る線に囲まれた一円の区域(面積約32ヘクタール)

(2) 存続期間

平成15年11月1日から平成25年10月31日まで

5 田沢銃猟禁止区域

(1) 区域

小県郡東部町所在の民有林第141林班と、国有林界との交点を起点とし、同点から境界を東進し、民有林第3林班又小班施業番号4及び同5と国有林の境界との交点に至り、同点から同境界を東進し、民有林第3林班又小班施業番号5と同10の境界との交点に至り、同点から同境界を南進し、成沢川との交点に至り、同点から同川を南進し、和山林道との交点に至り、同点から同林道を南進し、民有林第3林班又小班施業番号11と農耕地の境界との交点に至り、同点から同境界を北西進し、民有林第3林班ル小班施業番号47、同6-イ、同4-ロ及び同4-二と農耕地の境界との交点に至り、同点から同境界を南西進し、ゴルフ場境界との交点に至り、同点から同境界を南進し、民有林第3林班ル小班施業番号7、同8、同9及び同10と農耕地の境界との交点に至り、同点から同境界を南進し、成沢川との交点に至り、同点から同川を南西進し、810m等高線との交点に至り、同点から同等高線を西進し、町道259号線との交点に至り、同点から同町道を南進し、町道260号線との交点に至り、同点から同町道を西進し、上田市と小県郡東部町との市町界との交点に至り、同点から同市町界を北東進して起点に至る線に囲まれた一円の区域(面積約149ヘクタール)

(2) 存続期間

平成15年11月1日から平成25年10月31日まで

6 赤井銃猟禁止区域

(1) 区域

小県郡真田町所在の町道赤井日向線と900m等高線との交点を起点とし、同点から同町道を東進し、950m等高線との交点に至り、同点から同等高線を東進し、大沢川との交点に至り、同点から同川を西進し、900m等高線との交点に至り、同点から同等高線を北進して起点に至る線に囲まれた一円の区域(面積約3ヘクタール)

(2) 存続期間

平成15年11月1日から平成25年10月31日まで

7 中平銃猟禁止区域

(1) 区域

小県郡真田町所在の県道真田東部線といのこ原赤井農道との交点を起点とし、同点から同農道を西進し、県道長野真田線との交点に至り、同点から同県道を南東進し、県道真田東部線と

の交点に至り、同点から同県道を北進して起点に至る線に囲まれた一円の区域（面積約4ヘクタール）

(2) 存続期間

平成15年11月1日から平成25年10月31日まで

8 竹室銃猟禁止区域

(1) 区域

小県郡真田町所在の町道大畑小玉線と町道荒井赤井線との交点を起点とし、同点から町道荒井赤井線を北進し、町道中原下塚線との交点に至り、同点から同町道を南西進し、町道大畑小玉線との交点に至り、同点から同町道を東進して起点に至る線に囲まれた一円の区域（面積約7ヘクタール）

(2) 存続期間

平成15年11月1日から平成25年10月31日まで

9 立沢銃猟禁止区域

(1) 区域

諏訪郡富士見町立沢所在の県道立沢富士見停車場線と町道3487号線との交点を起点とし、同点から同町道を西北進し、町道3403号線との交点に至り、同点から同町道を北東進し、県道茅野小淵沢韭崎線との交点に至り、同点から同県道を東南進し、本郷鳥獣保護区の境界線との交点に至り、同点から同境界線を南西進して起点に至る線に囲まれた一円の区域（面積約101ヘクタール）

(2) 存続期間

平成15年11月1日から平成25年10月31日まで

10 葛窪銃猟禁止区域

(1) 区域

諏訪郡富士見町境所在の中央自動車道西宮線と山梨県界（甲六川）との交点を起点とし、同点から中央自動車道西宮線の北東堺を西北進し、町道109号線との交点に至り、同点から同町道を東進し、町道7524号線との交点に至り、同点から同町道を北東進し、町道7520号線との交点に至り、同点から同町道を北東進し、町道7495号線との交点に至り、同点から同町道を北進し、町道7525号線との交点に至り、同点から同町道を北進し、町道7587号線との交点に至り、同点から同町道を北東進し、町道7618号線との交点に至り、同点から同町道を南東進し、町道7605号線との交点に至り、同点から同町道を南進し、町道7496号線との交点に至り、同点から同町道を北東進し、町道7641号線との交点に至り、同点から同町道を東南進し、町道7651号線との交点に至り、同点から同町道を東南進し、県道富士見高原線との交点に至り、同点から同県道を南西進し、富士見町境100番地内の道路との交点に至り、同点から同道を東進し、山梨県界との交点に至り、同点から同山梨県界を南西進して起点に至る線に囲まれた一円の区域（面積約128ヘクタール）

(2) 存続期間

平成15年11月1日から平成25年10月31日まで

11 飯綱山麓銃猟禁止区域

(1) 区域

上水内郡信濃町所在の県道栃原郷信濃線と町道5025号線との交点を起点とし、同点から同町道を東進し、町道5023号線との交点に至り、同点から同町道を北進し、宮裏用水との交点に至り、同点から同用水を東進し、町道3022号線との交点に至り、同点から同町道を南進し、県道栃原郷信濃線との交点に至り、同点から同県道を北進し、稲付用水との交点に至り、同用水を

北西進し、町道5031号との交点に至り、同点から同町道を北東進し、町道5029号線との交点に至り、同点から同町道を東進し、町道5025号線との交点に至り、同点から同町道を北進して起点に至る線により囲まれた一円の区域（面積約261ヘクタール）

(2) 存続期間

平成15年11月1日から平成25年10月31日まで

12 飯綱高原銃猟禁止区域

(1) 区域

長野市大字上ヶ屋所在の市道105号線と市道飯綱東山麓線との交点を起点とし、同点から市道105号線を西進し、県道飯綱高原芋井線との交点に至り、同点から同県道を南進し、達橋沢との交点に至り、同点と市道芋井31号線とを結ぶ線を西進し、市道芋井31号線との交点に至り、同点から同市道を西進し、市道上一之倉影山線との交点に至り、同点から同市道を西進し、市道芋井960号線との交点に至り、同点から同市道を北進し、農道芋井24号線との交点に至り、同点から同農道を北東進し、農道芋井20号線との交点に至り、同点から同農道を北進し、ゴルフ場境界線（長野カントリークラブ）との交点に至り、同点から同境界線を北東進し、県道戸隠高原浅川線との交点に至り、同点から同県道を北西進し、長野市と上水内郡戸隠村の市村界との交点に至り、同点から同市村界を北進し、国有林と民有林の境界線との交点に至り、同点から同境界線を東進し、市道飯綱東山麓線との交点に至り、同点から同市道を南進して起点に至る線に囲まれた一円の区域（面積約420ヘクタール）

(2) 存続期間

平成15年11月1日から平成25年10月31日まで

13 上戸・中条銃猟禁止区域

(1) 区域

伊那市大字西箕輪所在の県道与地辰野線と市道梨の木8号線との交点を起点とし、同点から同県道を南西進し、市道中条花岡線との交点に至り、同点から同市道を北西進し、市道経ヶ岳植物園線との交点に至り、同点から同市道を北進し、山ノ神橋を渡って北東進し、市道中条5線との交点に至り、同点から同市道を北東進し、市道中条第六天線との交点に至り、同点から同市道を北進し、西山神社前の道路との交点に至り、同点から同道路を東進し、市道梨の木植物園線との交点に至り、同点から同市道を南東進し、市道梨の木8号線との交点に至り、同点から同市道を東進して起点に至る線に囲まれた一円の区域（面積約42ヘクタール）

(2) 存続期間

平成15年11月1日から平成25年10月31日まで

14 富士ノ塔山銃猟禁止区域

(1) 区域

長野市大字小鍋所在の県道長野小川線と林道国見線との交点を起点とし、同点から同林道を南進し、林道朝日山線との交点に至り、同点から同林道を南進し、小田切塩生所在において、県道入山小市線へ通じる沢との交点に至り、同点から同沢を南西進し、県道入山小市線との交点に至り、同点から同県道を北西進し、滝沢との交点に至り、同点から同沢を北進し、県道小川長野線との交点に至り、同点から同県道を東進して起点に至る線に囲まれた一円の区域（面積約96ヘクタール）

(2) 存続期間

平成15年11月1日から平成25年10月31日まで

15 琅鶴湖銃猟禁止区域

(1) 区域

上水内郡信州新町大字牧野島摩所在の国道19号と犀川との交点(大原橋)を起点として、同点から同川左岸を東進し、東京電力水内ダムとの交点に至り、同点から同ダムを渡り犀川右岸を西進し、同右岸と大原橋との交点に至り、同点から同橋を南進して起点に至る線に囲まれた一円の区域(面積約100ヘクタール)

(2) 存続期間

平成15年11月1日から平成25年10月31日まで

16 浜津ヶ池銃猟禁止区域

(1) 区域

中野市長丘所在の国道403号と市道七瀬1号線との交点を起点とし、同点から同市道を西進し、市道片塩24号線との交点に至り、同点から同市道を南進し、市道片塩牛出線との交点に至り、同点から同市道を西進し、市道片塩33号線との交点に至り、同点から同市道を南西進し、市道片塩牛出線との交点に至り、同点から同市道を西進し、県道上今井停車場安源寺線との交点に至り、同点から同県道を北進し、中野市と下水内郡豊田村との市村界との交点に至り、同点から市村界を北東進し、市道大

俣3号線との交点に至り、同点から同市道を北進し、市道大俣29号線との交点に至り、同点から同市道大俣29号線を東進し、市道七瀬大俣線との交点に至り、同点から同市道を東進し、市道七瀬68号線との交点に至り、同点から同市道を北東進し、市道七瀬69号線との交点に至り、同点から同市道を北西進し、市道七瀬65号線との交点に至り、同点から同市道を北東進し、市道七瀬74号線との交点に至り、同点から同市道を南進し、市道七瀬75号線との交点に至り、同点から同市道を南進し、市道七瀬70号線との交点に至り、同点から同市道を南進し、市道七瀬78号線との交点に至り、同点から同市道を南進し、市道七瀬大俣線との交点に至り、同点から同市道を南進し、市道七瀬古牧線との交点に至り、同点から同市道を南進し、国道403号との交点に至り、同点から同国道を南進して起点に至る線に囲まれた一円の区域(面積約194ヘクタール)

(2) 存続期間

平成15年11月1日から平成25年10月31日まで

森林保全課

長野県告示第513号

建設業等新分野事業進出費補助金交付要綱(平成15年長野県告示第389号)の一部を次のように改正します。

平成15年10月30日

長野県知事 田中康夫

第3の表中「もの」を「もの。ただし、補助金の交付の対象となる経費が(8)に掲げる経費のみである場合の(8)に掲げる経費を除く。」に、「要した材料費及び機械の賃借料」を「要する材料費、機械の賃借料及び委託料」に、「賃借料及び賃金」を「賃借料、賃金並びに店舗の維持管理に要する経費」に、

「(7) 広告及び宣伝のための資料の作成及び印刷に要する経費」を
「(7) 広告及び宣伝のための資料の作成及び印刷に要する経費
(8) 製品の開発又はサービスの提供のために必要な機械、重要な器具及びコンピュータソフトウェアで賃借が困難なものの購入費((1)から(7)までの経費の合計額又は100万円のいずれか低い額を限度とする。)」に改める。

様式第2号を次のように改める。

(様式第2号)

補助事業計画書

1 事業の内容

- (1) 当該補助事業を実施する理由

- (2) 補助計画の実施日程

- (3) 新分野事業進出後の収益見込み

2 補助計画に係る収支計画

(1) 収入

| 区 分 | 金 額 | 調 達 先 |
|---------|-----|-------|
| 自 己 資 金 | | |
| 借 入 金 | | |
| 補 助 金 | | |
| そ の 他 | | |
| 合 計 | | |

(2) 支出

| 経費名 | 年 月 | 補助事業に要する経費 | 補助対象経費 | 積 算 内 訳 |
|-----|-----|------------|--------|---------|
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| 合 計 | | | | |

(添付書類) 見積書、パンフレット等金額の算出根拠を証する書類

附 則

この告示による改正後の建設業等新分野事業進出費補助金交付要綱第3の規定は、平成15年4月1日以後に着手した新分野事業進出の試行から適用する。

監 理 課

長野県告示第514号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更します。

その関係図面は、告示の日から平成15年11月14日まで、長野県土木部道路維持課及び長野県長野建設事務所において、一般の縦覧に供します。

平成15年10月30日

長野県知事 田中康夫

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 東柏原赤塩線
- 3 道路の区域

| 区 | 間 | 新旧別 | 敷地の幅員 | 延長 |
|-----------------------------|-----------------------------|-----|-----------|--------|
| | | | m | km |
| 上水内郡三水村大字赤塩字泉平2524番の1地先から | 上水内郡三水村大字赤塩字下赤塩南4692番の2地先まで | 旧 | 6.0～11.0 | 0.0900 |
| 上水内郡三水村大字赤塩字下赤塩南4692番の2地先まで | | | | |
| 同 | 上 | 新 | 10.5～14.0 | 0.0900 |

道路維持課

長野県告示第515号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始します。

その関係図面は、告示の日から平成15年11月14日まで、長野県土木部道路維持課及び長野県長野建設事務所において、一般の縦覧に供します。

平成15年10月30日

長野県知事 田中康夫

- 1 (1) 路線名 杉野沢黒姫停車場線
- (2) 供用を開始する区間
上水内郡信濃町大字野尻字黒姫山3884番の730地先から
上水内郡信濃町大字野尻字傳九郎新田1887番の4地先まで
- (3) 供用を開始する期日 平成15年11月5日
- 2 (1) 路線名 東柏原赤塩線
- (2) 供用を開始する区間
上水内郡三水村大字赤塩字泉平2524番の1地先から
上水内郡三水村大字赤塩字下赤塩南4692番の2地先まで
- (3) 供用を開始する期日 平成15年10月30日

道路維持課

「佐久市野沢会館」 “ 大字取出町183番地 ”

に改め、

「長野県佐久勤労者福祉センター」 “ 大字中込2947 ”

を

「長野県佐久勤労者福祉センター」 “ 佐久平駅南4番地1 ”

に改め、

「長野県佐久創造館」 “ 大字猿久保55番地 ”

を

「長野県佐久創造館 “ 大字猿久保55番地 ”
佐久市研修センター “ 大字中込2947番地 ”
佐久市東会館 “ 大字志賀6059番地の1 ”

に改める。

選挙管理委員会

選告示第66号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第161条第3項の規定により報告があったので、昭和61年選告示第66号（公職選挙法に基づく個人演説会等を開催することができる施設）の一部を次のとおり改正します。

平成15年10月30日

長野県選挙管理委員会委員長 中村幸枝

表中

「佐久市野沢会館」 “ 大字野沢110-5 ”

を